処分等の種類	免許取消
事実発生年月日	_
事実探知の動機	住宅瑕疵担保履行法に基づく届出の未提出
聴 聞 年 月 日	_
処 分 等 年 月 日	令和5年7月25日
適用条項又は該当条項	法第67条第1項
処分等の根拠条項	法第67条第1項
被商号又は名称	株式会社ライフアドバンス
処 代 表 者	奥田 幸三
分 免許番号及び	滋賀県知事(2)第3508号
者 免許年月日	令和2年3月20日
主たる事務所の所在地	草津市平井一丁目4番13号

## 処分等の理由

被処分者の事務所の所在地が確知できないことから、宅地建物取引業法第67条第1項の 規定に基づき、令和5年6月20日付け滋賀県公報でその旨を公告したが、30日を経過して も申出がなかったため。

原因者

- ・業者個人または法人である業者の代表者(宅建士資格 あり/なし)
- ・代表者以外の役員または政令使用人 (宅建士資格 あり/なし)
- ・一般セールスマン (宅建士資格 あり/なし)